

【重要】

平成28年10月3日
静岡運輸支局輸送・監査担当
整備担当

**一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更
事前届出書の取り扱いが平成28年11月1日から変更となります**

【変更事項】 ※増車がある場合（増車数と減車数が同数の場合も同様）

①「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）」で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面については、従来、「宣誓書」の添付をもって了としていたところですが、今後は「契約申込書の写し」又は「見積書の写し」をもって確認することとし、「宣誓書」は不可となります。

②『営業所ごとに、配置する事業用自動車の数により義務付けられる常勤の有資格の運行管理者の員数を確保できていることを示す書面（運行管理体制図）』を添付することになります。運行管理体制図の様式は任意ですが、担当者氏名及び人数が明確にされているものを添付してください。

※必要とされる有資格の運行管理者の員数を確保していない場合は受理できません。

③増車する予定の自動車（代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。）が中古車（新車新規登録を受ける自動車以外の自動車を言う。）である場合において、当該自動車の点検整備記録簿の写し※を添付することになります。

※【補足】

- ・直近の3か月点検整備記録簿及び直近の12か月点検整備記録簿の写し
- ・12か月点検から3か月以内であれば12か月点検整備記録簿の写し
- ・1年以上抹消状態であった自動車の中古新規登録の場合は12か月点検整備記録簿の写し

以上を踏まえて、平成28年11月1日以降に使用する様式を変更します。

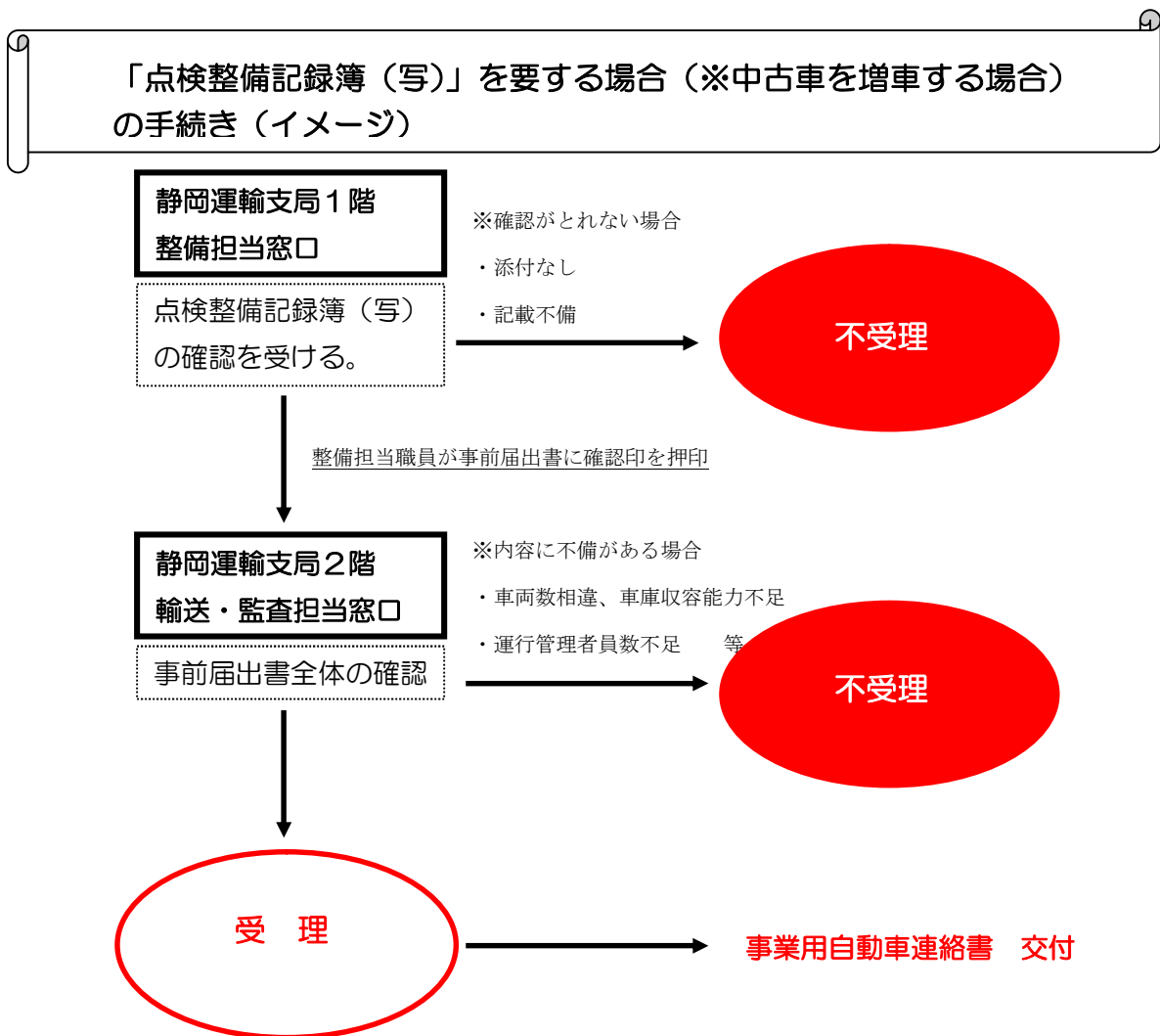
・（別添）『一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更事前届出書』

【重要】

「点検整備記録簿の写し」を要する届出の場合のみ、事前届出を輸送・監査担当窓口へ提出する前に、整備担当窓口（静岡運輸支局1階）において、整備担当職員が点検整備記録簿の写しの内容を確認し、事前届出書に確認印を押印することになります。※整備担当の確認印がない場合は受理できません。

なお、様式を変更するものの、事前届出内容が減車の場合や車両の配置換の場合には前述のような変更取扱はありません。

以上



【お願い】

- ・ 現行様式を使用される場合は10月中に届出していただくようお願いします。
- ・ 11月以降に届出される場合は新様式に記載していただくようお願いします。